

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容		農産物加工所利用承認の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市農産物加工所条例第6条、第4条第2項及び第5条
処分基準	根拠条項	栃木市農産物加工所条例第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 加工所の利用承認の取り消し等の基準（条例第6条） 市長は、第4条第1項の規定により利用承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。</p> <p>(1) 虚偽又は不正の手段により承認を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 利用目的以外に加工所を利用したとき。</p> <p>2 栃木市農産物加工所条例第4条第2項の規定 市長は、利用承認に条件を付することができる。</p> <p>3 栃木市農産物加工所条例第5条 市長は、加工所の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 加工所の施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障が生ずると認めるとき。</p>	